

町田市街づくり条例 検討委員会中間報告

街づくり条例検討の主旨

「これからの街づくりは、市民と市が協力しながら進めていかなければならない」との基本認識に立ち、街づくりの初期段階から市民が主体的にまちの将来を考え、街づくりを実現していくことが望まれます。

そこで、街づくりを推進するための仕組みを定めるべく、昨年5月に学識経験者、公募市民等で構成する「町田市街づくり条例検討委員会」を設置し、街づくり条例の検討を行っています。

街づくり条例の骨子について、検討委員会では以下のような方向で考えています。なお、網掛けの枠内は、市民意見、検討委員会提起された主な検討課題です。

地区の街づくり

1. 身近な地区での街づくりを住民と市が協力して進め、広く市民に普及させる

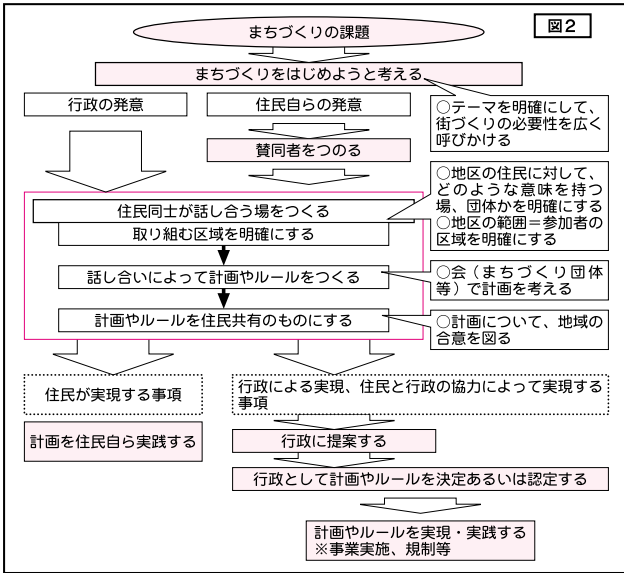
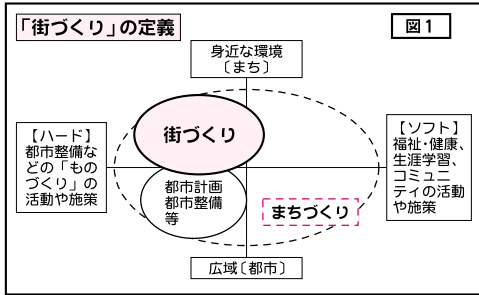
市内には様々な特性を持った地区があり、それぞれが独自の課題をかかえています。しかし、市内全域同じ計画やルールを定めることは適当とはいえません。そこで、地区ごとの特性や個性を大切に、そこに住む住民の意見を前提にした街づくりを進めていく必要があると見ます。

このような考えに基づいて、まずは、課題が大きいハード面での街づくりから取り組んでいきたいと考えます。

中間報告に対する意見を募集します

この中間報告は、委員会で議論している内容を中間的にとりまとめたもので、市民の皆さんにご意見をいただくための問題提起でもあります。今後さらに検討を深めるために、市民の皆さんの率直なご意見をお待ちしています。

意見提出 八ガキ・封書またはFAXで3月1日までに事務局（都市計画課、下段参照）へ。



検討スケジュール(案)

2002年3月～5月
「街づくり条例市民提案検討会(本紙掲載のとおり)」

4月
「第6回町田市街づくり条例検討委員会」
10月まで適宜開催(傍聴可)

8月
「市民懇談会」
街づくり条例検討最終報告(案)に基づき、懇談

10月
「検討委員会」が、街づくり条例に盛り込むべき内容について市長へ報告

報告を受け、市で条例案の検討

2003年度 条例案市議会(予定)

2004年4月 「街づくり条例」施行(予定)

街づくり条例検討経過

2000年秋 - 条例検討に先駆け、市内2地区(本町田・南町田)で試行的に地区の街づくり活動を開始

2001年5月 - 「町田市街づくり条例検討委員会」設置
条例検討開始(現在までに5回開催)

11月
「街づくり条例解説セミナー」2回開催

「計画の効力」住民と市によってつくられた法的効力
市の条例では違反者に対する罰則などを規定することには限界がある。市に限りなく広く展開している市民活動(NPO活動等も含む)をどう扱っていくかは、検討が必要。このような市民活動を町田に呼び込み、支援することも、町田の「まちおこし」として意味があるのではないかと、街づくり分野でのテーマ型の街づくりは、今後多様に展開していくと思われるので、支援については柔軟に対応すべきではないか。

『街づくり条例市民提案検討会』参加者募集

昨年11月に、「委員会」で検討している街づくり条例がどのような条例か知っていただくため「街づくり条例解説セミナー」を開催し、大勢の方にご参加いただきました。今回は、市民の立場から町田市にふさわしい街づくり条例のあり方について考え、「委員会」へ提案していただきたいと思っております。ふるってご応募下さい。

対象 市内在住、在勤、在学中原則全5回参加できる方
日時 3月3日(日)・23日(土)・4月14日(日)・5月11日(土)・19日(日)
午後2時～4時 計5回開催
会場 市役所本庁舎地下会議室(予定)
定員 50人程度(申し込み順)
申し込み 八ガキ・封書またはFAXで2月22日まで(必着)に事務局(都市計画課)へ。
〒194-8520、中町1-20-23、電話724・2538、FAX724・1192
中間報告に対する意見提出については、2月19日以降であればメールでも受け付けます。
都市計画課街づくり担当宛 (tosirk_m@city.machida.tokyo.jp)

図1のような考え方もとついで、ハード面のまちづくりを「街(まち)づくり」と表記することにします。

街づくり条例の対象をハード面に限ることは良いが、将来はハード面に限らず市民参加全般にわたる仕組みを条例として確立すべきではないか。

身近な地区を対象とした街づくりは、「ハード」「ソフト」が区別につけにくい総合的な取り組みとなる。厳密な区別をより、街づくりに取り組む住民自身が議論する過程で柔軟に扱うことが必要ではないか。

「住民」の定義には、事業者・在勤・在学者を含め、参加の権利と義務を明記すべきではないか。

2. 都市計画マスタープランの地域別機能に基いた、身近な地区の街づくりを進める
町田市都市計画マスタープランでは、全市域及び8つの地域ごと

におおよその方針が定められていて、具体的な街づくりは、今後、住民の参加を基本に地区の計画やルールづくりを中心に進めていきます。

街づくりの課題には、狭い範囲に限ることは良いが、将来はハード面に限らず市民参加全般にわたる仕組みを条例として確立すべきではないか。

街づくりの課題には、狭い範囲に限ることは良いが、将来はハード面に限らず市民参加全般にわたる仕組みを条例として確立すべきではないか。

街づくりの課題には、狭い範囲に限ることは良いが、将来はハード面に限らず市民参加全般にわたる仕組みを条例として確立すべきではないか。

「行政からの支援の時期」
街づくりをはじめようとする段階にも、市の協力・支援は重要ではないか。(街づくりを考える団体の設立や、街づくりの基礎知識の学習過程など。)

「街づくり団体の位置づけ」
街づくりを考える場としての街づくり団体を条例でどう位置づけるのか。(事例では、あらかじめ市が審査した団体を「認定」する方法。反対に認定のしきみは設けず市が支援するか否かのみ判定する方法などがある。)

「合意形成」市に提案する場合、住民間の程度賛同が得られればよいのか。
住民の7～8割など明確に規定すべきではないか。
合意の程度は地区によってまた街づくりの課題によっても違ってくるので柔軟に対処すればよいのではないかと。

合意に達しなかった住民提案をそのまま市として受け取り認定する。あるいは住民と市で協定を結ぶなどの方法はないか。

住民提案を地区の計画の「案」として受け取り、あらためて市として詳細な計画をくり、住民の意見を聞いた後に市として決定するなどの方法もあるのではないかと。

「計画の効力」住民と市によってつくられた法的効力
市の条例では違反者に対する罰則などを規定することには限界がある。市に限りなく広く展開している市民活動(NPO活動等も含む)をどう扱っていくかは、検討が必要。このような市民活動を町田に呼び込み、支援することも、町田の「まちおこし」として意味があるのではないかと、街づくり分野でのテーマ型の街づくりは、今後多様に展開していくと思われるので、支援については柔軟に対応すべきではないか。

支援の方法は、活動をはじめた段階は「薄く」「広く」、活動が明確になってきたら「手厚く」「狭く」支援するなどの方法も考えられるべきではないか。
支援対象の選定については、公平性や公開制など審査のしきみが重要ではないか。
建築や開発の際の事前情報公開など

今後、一定規模の建築や開発を行う際、事業者から周辺住民や市民への事前の情報公開や意見反映のしきみなどについても検討課題です。